

事例 1

シンガポール向けにカキ生果実の輸出に取り組む事業者

【事業者の概要】

相談者は 2023 年 7 月に大学を休学して起業した会社の代表者で、「未来へ続く農業を創り、人々の食生活を豊かにする」をビジョンに、「地域一体となって農業を活性化させ、地域からジャパネクオリティを世界へ発信する」を目的に事業を展開している。

現在、自社圃場は所有していないが、本年産のカキの収穫が終了した段階で 25 a の園地を借り生産を始めることとしている。カキ以外にサツマイモの栽培も考えている。

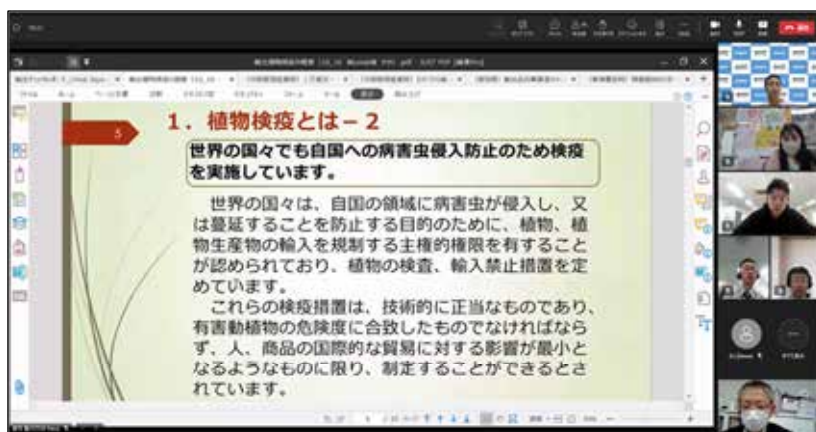
今年度は、周辺農家と提携し、カキ生果実を確保し、国内出荷を中心に事業を進めたが、国内人口が減少する中で国内の農業が産業として成り立つビジネスを模索している。

将来は、最新の技術・栽培方法を導入し大量生産できる体制の構築とともに、輸出をメインに取り組む予定で、輸出にも対応できる選果場の建設、輸出先国のし好に合わせた基準の作成、商品としてのブランド力を高めて海外進出を計画している。

なお、事業を進めるに当たり、該当県の農業技術センター（生産に関する情報、関係方面の紹介）、行政機関（農地情報の確保、補助金に関する情報）及び地元農家（農産物の仕入れ等）との連携を図っている。

【事業の推進に当たって事業者が抱える課題等】

カキ、カキ加工品、サツマイモ、サツマイモ加工品の輸出を検討しているが、輸出の経験が全くなく、現在シンガポールで展開している百貨店と商談中であるが、売り先での人脈が一切なく、自力で開拓しようとしているが難しい。また、輸出に関する手続等も分からない。



(オンライン訪問診断時の説明画面)

輸出先としては、シンガポール以外に、香港、米国、台湾、ベトナム、タイ、マレーシアを念頭に置いている。

【支援等の内容】

相談者に対する支援は、地方農政局が主催する GFP の一環としてオンラインによる訪問診断により実施された。

専門家からは、以下の説明を行った。

① 植物検疫の概要、輸出検疫の概要。

② 輸出検疫では、輸出先国の要求に基づく

輸出検査を受検しなければならない。

③ 輸出先国の検疫要求は、輸出先国により内容が異なる。

④ 輸出先として希望する国の検疫条件は次のとおり。

- ・シンガポール、香港向けについては、日本での輸出検査が不要。
- ・米国、タイ及びオーストラリア向けについては、二国間協議に基づく手続き等が必要。
- ・中国、ベトナム向けについては、両国とも検疫条件を明らかにしていないため輸出できない。

⑤ こん包材として予定されている「木毛」については、検査の対象とならない

が、植物質のものをこん包材料として使用する場合は検査の対象となる場合もある。

⑥ 輸出検査の手順（流れ）。

⑦ 植物検疫以外に輸出に当たって注意しなければいけない課題として、生果実、野菜類では、残留農薬規制、福島原発事故に伴う輸入規制、食品安全や

1	植物検疫とは
2	植物検疫制度の骨格
3	輸出検疫に係る植物防疫法の条文
4	輸出検疫の流れ
5	諸外国の植物検疫要求の主な内容
6	かきの検疫条件
7	輸出植物検査の実際の流れ
8	輸出に当たって確認・実施すべき事項
9	農産物を輸出する場合の植物検疫以外の課題等
10.	残留農薬関係
	(参考) かきの輸出実績

(オンライン訪問診断時の説明項目)

13 6. かきの検疫条件

仕向国	検 疫 条 件
香 港	○ 日本での輸出検査を受けずに輸出できます。
シンガポール	○ 日本での輸出検査を受けずに輸出できます。
台 湾	Q 日本での輸出検査が必要です。
中 国	× 中国が検疫条件を設定していないため輸出できません。
ベトナム	× ベトナムが検疫条件を設定していないため輸出できません。
タ イ	☆ 二国間合意による条件を満たす必要があります。 (主な条件：登録地域での栽培、園地の登録、こん包施設の登録)
マレーシア	○ 日本での輸出検査を受けずに輸出できます。
アメリカ合衆国	☆ 二国間合意による条件を満たす必要があります。 (主な条件：生産地域及び生産園地の登録、栽培期間中の病害虫防除及び園地検査、選果こん包施設の登録)
カ ナ ダ	○ 日本での輸出検査を受けずに輸出できます。

(オンライン訪問診断時の提供資料: 検疫条件)

表示などの規制に注意する必要がある。

⑧ 残留農薬規制では、以下の点を説明した。

- ・ 農林水産省 HP に 15 の品目について 20 か国・地域の残留農薬基準値 (MRLs) が一覧表として掲載されている。カキ、サツマイモ (かんしょ) も掲載されている。
- ・ 一覧表では、農薬の有効成分ごとに日本及び海外の基準値が掲載されている。基準値が日本よりも低い場合や不検出と表現されている成分の農薬の使用に当たっては注意する必要がある。
- ・ 一覧には基準値以外にそれぞれの国の規定形式、優先順位、関連法規、Web サイトや検体 (残留検定をする際の採取部位) が提供されている。

・ 昨年、台湾向けイチゴ生果実の輸入時の検査において不合格 (台湾の基準に適合していない) となったものがあり、農林水産省が注意喚起を行っている。

かきに関する残留農薬基準値の概要

JPQA

pesticides name	農薬の有効成分	登録の有	適用の有	日本の基準値 (mg/kg)	台湾の基準値 (mg/kg)	シンガポールの基準値 (mg/kg)
1,1-DICHLOROPROPYLENE	1,1-ジクロロプロペン	○	○	0.01	0.01	不検出
ACENAPHTHEN	アクリナトリル	○	○	0.1	0.1	不検出
ACRIFLORP	アクリフラド	○	○	1	1	0.01
ACIFLUOR	アキフルド	○	○	0.2	0.2	不検出
ACRYLIMIDAZOLE	アクリミダゾール	○	○	1	1	不検出
ACRYLAMIDE	アクリラミド	○	*	0.02	0.02	0.02
ALANICIDAZOLE	アロニシドゾール	○	○	2	0.01	不検出
ALIPHEN and IPRIDION	アロピデン及びイプリジオン	*	*	0.01	0.05	0.05
BIPHENAZOLE	ビフェンザール	○	○	2	0.01	0.01
BIPYRIBAC	ビピリバク	○	○	1	0.01	0.01
BY-FLUROQUIN	バイフルロキン	○	○	0.3	0.3	不検出
BOPOSONE	ボポソン	○	*	10	5	5
IMAZALIN	イマザリン	○	*	0.05	0.01	不検出
MAZIN	イマザリン	*	*	2.0	2	不検出
IMAZALIN and AMMONIUM	イマザリン及びアンモニウム塩	*	*	0.05	0.01	不検出
IMAZALIN	イマザリン	○	○	1	0.2	不検出
IMAZALIN	イマザリン	○	○	0.1	0.1	不検出
IMAZALIN	イマザリン	○	○	1	0.1	不検出
IMAZALIN	イマザリン	*	*	0.1	0.01	不検出
IMAZALIN	イマザリン	○	○	0.1	0.1	不検出
IMAZALIN	イマザリン	○	○	0.1	0.1	不検出

(オンライン訪問診断時の提供資料: 残留農薬基準値)

- ・ 残留農薬基準に対する留意として、輸出先国を特定し、輸出先国の基準に適合した農産物を生産すること。防除等の生産履歴を記録保管すること。必要に応じ残留分析を行い、相手国の基準に適合していることを確認すること。

相談者からは、「香港及びシンガポールへ営業に行く際に携帯品としてカキ生果実を持ち込むことを考えているが、検疫上問題はないか」との質問があり、「両国とも、輸出検査の必要はない」ことを回答した。

なお、支援事業の専門家以外にもオンライン訪問診断に参加している農政局、ジェトロ、経済産業局及び地方自治体から輸出に当たり利用できる事業などの説明が行われた。

【相談者の対応状況】

今年は、カキ生果実をシンガポールへはサンプルとして携帯品で、香港へは商社を通じてサンプルとして郵便物で輸出した。いずれも好評との印象を持つ

た。

次年度は、自社で農地を購入して、カキを栽培して、引き続き輸出に向け取り組んでいく。

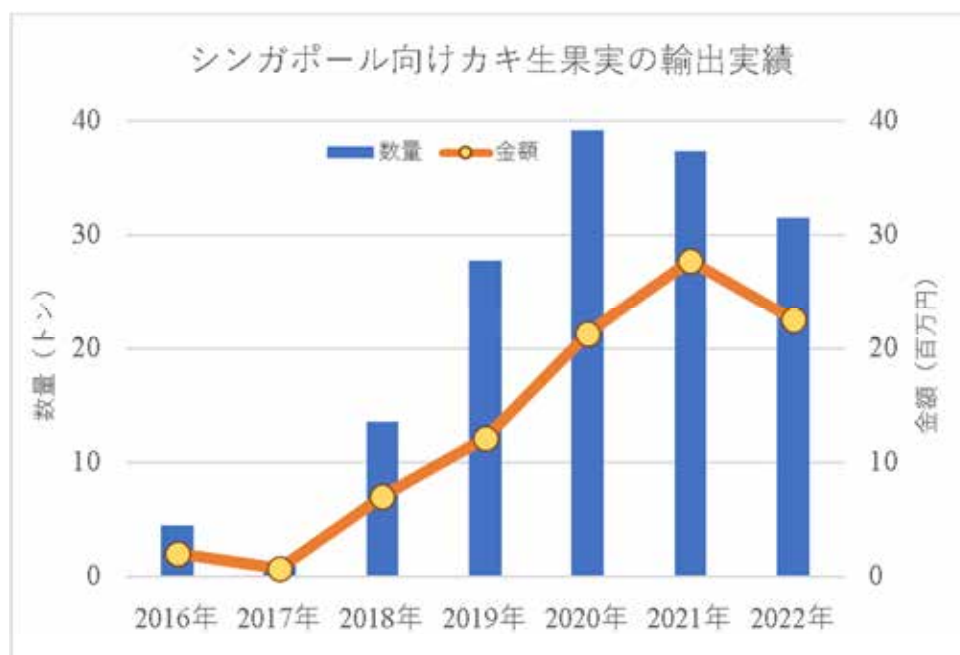
カキ以外にもイチゴ、モモ、ナシ生果実の輸出も検討している。輸出先国としては、輸出検査を必要としないシンガポール、香港を、それ以外に台湾、タイも視野に入れている。

【評価・所感】

事例は、地方農政局GFPによる対応である。同農政局によるGFPの取り組みの中で、当相談窓口では15件の相談対応依頼があった。この事例は、オンラインによる訪問時に他の支援者らと参加したものである。

相談者は、創業まもなくではあるが、農業の将来の方向性を模索し、地域が一体となって農業を活性化させつつ、地域からジャパネクオリティを世界に発信させるべく、輸出をメインとした事業展開を目的としている。

今年度は、香港、シンガポールへサンプルのカキ生果実が携帯品、郵便物により輸出されたが、次年度以降の輸出が安定的に行われるか、今後、希望する国へ順調に輸出が行えるか不明なところである。相談者が輸出品目としているカキ生果実は、生産地域の行政機関が輸出に力を入れている品目でもあり、輸出を伸ばすためには当該行政機関との連携が何よりも重要となる。また、相談者は二国間協議に基づく検疫手続きを必要とする国も希望する輸出先国としていることから、課題解決支援事業としても、必要な検疫手続き、残留農薬に対する対応が円滑に進むよう支援を継続していく必要がある。



(出所：財務省貿易統計)